

平成27年 2月 4日

高浜市長 吉岡初浩 殿

高浜市入札監視委員会

委員長 児玉善郎

委員 丹羽重則

委員 奥野 暁

委員 中原弘道

高浜市入札・契約制度に関する意見について（具申）

当委員会は、平成20年4月に設置されて以来、平成27年2月4日まで、計21回にわたり高浜市の入札・契約制度を基に、工事・物品等の契約に関する入札方法別の入札結果などの検討を行ってきました。

この間、平成21年度には、競争性の確保、品質の確保、地元企業の受注機会の確保、予定価格の事前公表に係る意見の具申を行ってきたところです。

これら意見の具申を受けて、高浜市では、競争性の確保に関しては随意契約の見直し、入札内訳書の添付を、品質の確保に関しては履行成績評定の導入、最低制限価格の設定の見直し、低入札調査制度の対象金額の見直し・失格判断基準の導入を、地元企業の受注機会の確保に関しては市内業者限りの参加枠の拡大、小規模工事等参加登録申請制度の導入、物品調達・役務の提供に係る地元優先発注の取組み、公共工事前金払の率の改正及び中間前金払の導入を、予定価格の事前公表に関しては予定価格の取扱いの見直し等を行うなど、入札・契約制度改革に取り組み、これらの取組みに対しては一定の評価をしております。

前回の意見の具申から5年が経過し、この間、社会・経済情勢も変化し、全国的にみると建設投資額は平成22年度を底に、それ以降増加に転じ、高浜市の入札契約状

況にも応札者の減少、落札価格の変化などが見受けられるところです。

こうしたことから、当委員会では、委員会の設置目的であります市が発注する工事等について、入札及び契約手続きの過程並びに契約内容の透明性をより一層高め、公正な競争性を確保するという観点から、今年度検討してきた中で、必要と考えられる事項を、高浜市入札監視委員会設置要綱第6条に基づき、下記のとおり意見具申するものです。

なお、当委員会は、今後も高浜市の入札・契約制度及びその運用等について審議を行い、改善が必要であると認められた場合は、随時、意見具申を行っていく所存であります。

## 記

### 1 競争性の確保

当市においては、官公需についての中小企業者受注の確保に関する法律に基づき、地元企業の受注機会の確保について配慮する観点から、地域要件を設定して入札に付する条件付一般競争入札を実施しているところである。

そうした中で、実際の入札においては、参加可能業者数が6社から10社程度あるにもかかわらず、応札する業者数はその半数程度といった状況や応札者の固定化といった状況が見受けられる。

全国的な傾向として、担い手不足や資材の高騰の影響から入札不調が散見されるなど応札業者数の減少はやむを得ない一面もあるものの、経済的合理性を確保する観点から、公正な競争性が確保されるよう、入札制度についての継続的な検討・見直しが必要であるものとする。

### 2 予定価格の事前公表

予定価格については、入札前に公表（事前公表）すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることが懸念されているところである。

その一方で、透明性・客観性の確保の観点からは、入札後に公表（事後公表）をする場合は、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為が生じかねないこ

と等の問題があり、不正行為を抑止する必要がある。また、入札前に公表（事前公表）することにより、入札参加の判断基準となり、入札不調の減少による適切な発注時期を確保することができる。

当市においては、後者の観点から予定価格の事前公表を行っているところであるが、前記の弊害が生じることがないように留意するものとし、前記弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うとともに、落札価格が高止まりになる傾向が見られる場合など前記弊害が懸念される場合には、試行的に事後公表を実施するなど、現行の事前公表の実施の適否について十分検討する必要があるものとする。

### 3 予定価格の設定

予定価格の設定について、すべての案件が県の標準歩掛り、労務単価、資材単価等を用いて積算が行われているわけではなく、業者の参考見積額を活用し、予定価格とする手法は実勢価格が反映されやすいとして国などでも行われている手法である。この場合において、当市では2者以上から参考見積を徴取し、低額な見積額を基に予定価格を設定することとされているところ、予算見積時の参考見積額をそのまま予定価格を設定している案件、1者のみの見積額を基に予定価格が設定されている案件が見受けられる。

社会・経済情勢の変化等により予算見積時と予算執行時において実勢価格に変動が生じる場合もあること及び実勢価格を予定価格に反映させるといった趣旨からは、予算執行時において2者以上から参考見積りを徴取し、予定価格を設定する必要があるものとする。